

た村外所有に流出したりするということを、この統一事業によって未然に防止したという点は、まことに私は大きく評価しなければならない点だと思いますが、そういうものにつきましては、たとえ六・三制教育の創設や村民の診療所、あるいは有線放送、あるいは農村電化等々の実例で見られますように、村民一般の生活の基礎整備に大きな貢献をしてきているという事実も、見のがせないところだと思います。

そういう面はありますけれども、しかしながら、町村有とされることをきらって、私有名義にされたいわゆる離権入り会い林野、それから町村有とはされたけれども、なお部落農林家の現実的な使用収益上の必要から旧慣使用林野とされたものが、一方でかなり大きな面積があつたといふことは、入り会い林野というものが農林家の生活や経済にとっていかに重要なものであるかを知らせるものであります。

ところで、本法案が対象といたしますのは、このような離権入り会い林野及び旧慣使用林野がその対象となるわけであります。当時の林政が、部落有林野は林政の母であるなどといわれるほど、その林業政策の全勢力をこの入り会い林野に注いだかのように見えるわけであります。当時の林政が、政策エネルギーのすべては——旧入り会い林野を二つに分けますと、政策エネルギーのすべては、いま申しました町村直轄直営となつたものに著しく集中しておりますので、離権入り会い林野及び旧慣使用林野という、農林家に直接関係の深いものにつきましては、やむを得ないものができました。といったような消極的な態度で、なるべくさわらないようにしてきたと言つて過言でないかと思ひます。

もちろん、林政上、これらの入り会い林野等に何もなかつたといわけではなく、明治四十年森林法の中に、施業森林組合などのように、部落農林家が共同して自主的に入り会い林野を生産地化し、経営していくべきである。当時としては、りっぱな制度も規定されていたわけあります。が、何しろこちらの林野に対する行政的な力の入る方は、前述しました町村直営林地に対するそれと比べましたら、全く消極的でありまして、きわめて微々たるものであつた、こう言って差つかえないと思います。たとえて言いますならば、部落有林野あるいは入り会い林野は林政の母である、部落有林野政策は林政の母であると言つておりましたが、その母が生み出したものは、町村直営林こそが実子扱いでありまして、現実の部落農林家の不可欠の必要によって残されたいわゆる入り会い林野と旧慣使用林野、こういうものは、むしろ俗にいうまま子扱いというような政策上の扱いをされてきたのではないか、こういうふうに私は見てゐるのであります。

そうしてまいりまして、部落有林野整理統一政策が事实上終止符を打ちました昭和十二、三年ごろ以降は、これらの入り会い林野と旧慣使用林野は、その権利や権利主体が実定法上の取り扱いがきわめて困難であるというような理由もありましようが、昭和十四年の森林法におきましては、それ以前の森林法にありました施業森林組合というような、部落有林野あるいは入り会い林野を対象とする林業政策の規定も除かれまして、十四年森林法においては、何ら特別な措置が考えられておらない、そういう結果になりました。自來今日まで、これらの入り会い林野は、林政のまま子というよりは、むしろ孤児のような状態で放置されてきました。こういうふうに考へるのであります。そして、この林業政策上全くみなしそのようにならぬされた入り会い林野は、戦後の均分相続制の創設や町村合併促進法など新しい諸制度がどんどんできていく中で激しく動搖させられまして、だれにもたよれない、自分の力だけでひたすら自分を

守るというようなかつこうに現在逼ひ込まれてきていると考えていいかと思います。

そのような結果、部落農林家は、これらの林野を守るために、あらゆるくふうを自分自身でしてきております。結果として、所有の形態も、財産区有、生産森林組合有、農協有、民法上の公益法人有あるいは共有、個人名義有等、さまざまな複雑な形式が現在生じてきているわけであります。

しかしながら、もう少し詳細に見ていきますと、昭和二十六年の森林法の中に、実は生産森林組合の制度が設けられております。そして、戦後のこの動搖の中で、入り会い林野等は、この生産森林組合に仮の衣がえをしたものも多少出てまいります。それらの中には、生産森林組合になつたがゆえに多少とも林政上の恩恵に浴したものも出てまいりまして、一部には、自主的に生産団体に変更していくとするものも出てきております。ところが、多くは、やはり政策的に放置された状態の中で、自分を守らなければならないというような条件にありますから、結局所有の形式を自衛的に行い、依然として現在も林業政策上は孤児であるというような位置を出られないでござります。すると、入り会い林野は林政の重要な課題であるといわれておりますが、実はそれは町村直営林政策の陰に隠れてしまいまして、いつかは何とかなるだろうといった、いわばやむを得ずできたものというような状態に長い間放置されてきたといえるわけであります。このように考えますと、どうもまことに行政というものがバランスをとつて行なわれていくということは、実にむづかしいものだと私思われるわけであります。

ところで一方、町村直営林のほうを見ますと、戦後におきましても、森林法の計画制度の中で、公有林経営計画という制度ができまして、補助造林とか融資造林、あるいは分収造林、林道助成など、さまざまの産業行政を受け入れ得る地位を確保しております。こういうふうに、二つの林

野の一方が、すでにもうかなり政策受け入れた地位ができてきているとしますと、他の一方、すなわち、入り会い林野、旧慣使用林野のほうも、当然林政の対象に組み入れられてきてもよい時期ではなかろうか、こういうふうに考えるわけあります。

このように見てまいりますと、昭和三十九年、林業基本法の第十二条による入り会い林野施策への方向づけ、それからそれにに基づきまして立奏されました本法案の意義は、林業政策のこうした歴史的なものから見ましても、ます画期的なものだといってよいと思います。すなわち、入り会い林野というものが初めてまことに政策の対象に取り上げられ、部落農林家の経営の発達ということを目指して近代化、生産地化をはかっていくとすれば、まさにわが国の林政の歴史の中では実質的には初めてだといっていいかと思います。

私は、本法案の林業政策史上の位置づけを以上述べてまいりましたように考えておりますので、次に申し上げますような理由から、基本的にはこの法案に賛意を表しております。

第一の理由は、すでに述べましたように、本法案が、町村直管林と入り会い林野等とに対する林业政策をバランスのとれたものにしようとするものであると理解するからであります。

第二には、本法案による施策が、あくまで権利者農林家の自主的の意思に基づいて行なわれるという、すなわち、促進法ではなく、助長法であるといふ本法案の姿勢が認められるからであります。

第三に、本法案は、直接的には権利形式の整備という、いわば入り会い林野の入れものの近代化をはかるものではあります、実体のほうもそれに応じ得るよう、すなわち、自身のほうもそれに応じ得るように、現在の農林家側の条件が整つてあると見ておられるからであります。現在の農林家は、適切な助成と指導があるならば、入り会い林野等をみずからより高い生産地に化していくことをする意思も、また林業の知識経験なども、十分に備えてきているというのが一般だと見ておりま

す。それは明治・大正期を通じたころの農林家の条件とは著しく違つてきてると考えていいかと思ひます。

第四に、入り会い林野等におけるもろもろの旧來の秩序は、実は天然生物採取、天然にできたものをただとつてくるという經濟を軸としてできていると考へられます。これらの林野が、栽培培養産という、より、高度の土地利用、それに応じた秩序に移行するということとは、農林家にとつても、また社會經濟的にも現在もはや差し迫った要請となつてゐるといえるからであります。

私は、以上のような理由で本法案に賛意を表します。ものではあります、しかしながら、なお数点について、特にこの法運用上幾つかの留意すべき点のあることを指摘しなければならないと思います。それはすでに今まで申し上げてまいりました中で大体は含まれておりますが、ここでこれを五つの点に整理して述べておきたいと思います。

その第一点、本法案は、入り会い林野等の法形式と権利形態の近代化を企図しているものでありますので、法案自体の機能はあくまで入れもので近代化をはかるにすぎないということであります。したがって、実体たる部落農林家みずからが林野をより高い生産地化するということが、容器の近代化と表裏一体となつて進められなければならないということになります。そのためには、造林の助成等産業助成施策が特に並行して手厚く行なわなければならぬわけであります。もし

この間のバランスが破れるときには、入り会い林野の秩序はいたずらに混乱するだけでありまして、本法案は逆に農林家に害をなすものとさえなりかねないと考えるわけであります。

その留意すべき第二の点は、本法案が促進法でなく、助長法であるという点を行政末端まで十分徹底することが必要であると思います。もし権利者農林家の自発的意図を無視して、この施策が行政力としてあまりに強く推進されるならば、農山村民は大きな混乱と行政不信におちいるおそれがあると私は思うのであります。入り会い林野等の

実態はきわめて複雑多様なものであります。しかも、入り会い林野というのは、零細農林家の生活や経済の最低必要にかかわっている林野でもあります。こういうことからしまして、いま申し上げましたことは、幾ら強調しても強調し過ぎることはないと思います。具体的に少し申しますと、本法案の運用のために、中央あるいはその先にあまりに大きな行政機構を設けるべきではないと私は考えております。むしろ、コンサルタントあるいは経営指導員等、現地で部落農林家とじっくりひざ突き合わせて相談に乗り、現地の条件に最も適切な方法を考えてやれるような、高い資質を持つた現地職員を充実することが肝要だと考えているわけであります。

その第三点、入り会い林野等は、古くから部落農林家が集団として管理、利用してきている伝統があります。その上に、林野の多くは団地を形成しております。こういう点から見まして、これをいたずらに細分化することなく、集団として生産経営の高度化がはかれるよう指導していく必要があるということになります。そのためには、森林法の生産森林組合の制度は積極的に活用されるべきであると思います。ただし、この場合も、形式的に生産森林組合の制度を適用するのではなく、集団の大きさや集落とか団地の配置、また土地利用計画、経営計画などについて、構成農林家が自発的、積極的に生産意思を發揮できるよう指導、助言されていかなければならぬわけであります。もしさもなくとも、林野は法形式だけが組合法人に変更されるだけで、本身は旧態依然たるものになってしまふということは、多くの前例が証明しているところであります。この点でも、この種林野の近代化のために、まずもって農林家の自発的生産担当者としての意思が、最も重要な要素であるといふことが知られるわけであります。

この農林家の生産担当者意識という点に関しまして、ここで一言つけ加えておきます。将来整備された入り会い林野がてきてまいりますと、それらの林野には当然補助とか融資とかもろもろの基

業助成が行なわなければならぬし、また当然に惠まれない農林家が多いことでありますから、公団や公社などによる分収造林という形式が広く取り入れられるであろうということも推察にかかる。しかし、この分収造林は、その取り扱いいかんによつては、必ずしも権利者農林家の生産的意識を抹殺するようなものでもないわけであります。というのは、権利者農林家たちがこの分収造林に労働参加していくといふ形がうまく指導されていくならば、農林家は資金を得ながら、公団等の技術的指導のもとに、自分たちの山に自分たちで造林していくという形が形成されまして、農林家の生産担当者意識といふものは十分保持していくことができるであろうと私は考えております。

審議すべき第四点でございますが、法案第六条第二項第三号には、入り会い林野整備計画について知事の行なう適否認定基準が規定されておりますが、その一つとして、一部の者に対し権利の集中その他の不当な利益をもたらす場合を不適因子として規定しているわけであります。これはきわめて適切な規定であると思います。ところが、第二十二条の旧慣使用林野整備計画に対する知事の認可基準にはこの規定がありません。私は法律学

的にはよくわからないわけがありますが、旧慣使
用林野の利用実態などを見てまいりますと、入り
会い林野のそれとまことにほとんど変わりがないよう
に思うのであります。したがつて、第二十二条によ
り

も前記のような制限規定を設けるべきであると考えてゐるわけであります。少なくとも運用にあたってこの点が保証されるような措置は必要だと思ひます。よろ、用意して、日暮に大手を握

思ひます。なお、関連して、旧償用材整理部会議につきまして、市町村長が旧償用材使用者に対し、行なう第二十条の意見を聞くこと及び第二十一條の同意を得ること、この二件については、特に

十分にかつ慎重に行なわれなければならないものと理解しております。

有林野は、町村民資格者全員にその権利享受が及ぶまでに上昇しておりますところの町村直轄直営林の部分と、旧來の部落民に日賃に基づいて使

用収益権が限定され、その権利の管理がゆだねられている旧慣使用林野の部分とに、大きく二つに分けられるわけでありますが、私は、林業政策のような産業行政は、この両者にひとしく均てんしていくよう作用することが、健全なる農山村をつくると同時に、健全なる農林家を育成する、そういうゆえんになると信じております。從来長い間そのバランスがどうしても直営林に傾いていた

ということは、先ほど申してきたところであります。本法案は、そのバランスを平衛させようとする企図と機能を持つものであるといふことは、きわめて重要なことであります。同時に、それはそのバランスを平衛させようとする以上に出てならないものではなかろうかと思うのであります。法案はこの点について十分考慮されてゐるよ

うに思いますが、なお、実際にかかる法制度は運用がきわめて重要であります。が、法の運用と現地での指導助言にあたっても、十分その点留意しなければならないと考えるものであります。

実現していただきたいということを希望して、陳述を終わらしたいと思います。（拍手）

お時間もないようで、貴重な時間です
から……。この法案の目的は、御承知のとおり、
それを許可いたします。

最初の一項に、あなたのお説にあつたように、権利関係の近代化と、それから農林業経営の健全な発展という、二つの主要な目的があるわけです。この権利関係の近代化というのは、権利を細

分化し、私権化する、近代的な個人的の権利関係に移す、この法案から見ると、そういうふうに見えるのですね。そういうことと、そうしなければ

ば、農林業經營の健全な發展というものはあり得ないのかどうか。現に資本主義の法則を見ても、もう原始的な個人の自由な取引から、御承知のように、私が言うまでもなく、近ごろではカルテルだとかコンツエルンだとか、そういうものが出てきておりますね。しかもケインズなどに言わせれば、國家が資本主義の自由經濟を支配するような状態になつてゐる。さらに社会主義の体系では、これは全然違うけれども、それが何で長い間農民が築いてきた入り会い権といふものをここで細分化し、個人に移すのか。むしろ、権利關係からいえば、決して近代化じゃないと思うのです。しかもそのことは、理論的にはできるにしても、あなたは膨大な機構をこのために設けてはいかぬと言いますけれども、實際問題として、遺產關係だとから部落から出ている者、そういうものの権利關係を確定して、しかも入り会いには、御承知のとおりいろいろの形態があるわけですね。たとえば富士のすそ野なんかに行きますと、庭石を取るために入り会いがある。まぐさ入り会いだと、あるいは絶対的な入り会いの中に部落全体が入るのと、それから木曾なんかでは立ち入りなどある程度特定したようなものもあります。そういう権利關係を確定して、それに対する近代的な法律的な対価を与えて、しかも所有権の場合には、それを測量して、そうして登記までするというのでしよう。そういうことが一体近代化なのか。また膨大な機構がなくてできるのか。しかも全員の承諾だとうのでしよう。それで、一方では農林業經營の健全な發展をはかるということが、両立し得るものかどうか。法律の中で理念的には考へても、実際問題としてあり得るかどうか。それからあなたが指摘されました、旧慣でないほうの入り会い林野の制度の中で、集中化をさしてはいかぬと言いますが、これでは政府の統計から見ましても、一人当たりの権利者の面積は、もう一入り会い事業体が二百町歩以下のものに対しては、ほとんど一町歩の権利もないわけですよ。ほとんど〇・二二町歩だ

うものを細分化したままで、しかも集中化しちゃうかぬ、これで林業の近代的な經營に移行するといふことができるかどうか、私は非常な疑問を持つているのです。むしろ、長い間農民が築いてきた権利関係をどうして援助してやつて、そういう中から近代的な林業を発展させるかという方向を考えられないものかどうか、そういう点について、ひとつ御意見を聞かしていただきたいと思います。それで、御承知のとおり、入り会いといふのは、この法律で適用される部分については、全部消滅せちやうというのです。入り会いといふのは、御承知のとおり、非常に長い間生産農民が築いてきた歴史的な権利関係ですから、これを細分化してしまうのが、ほんとうに入り会い権者の権利を守りながら、林業の発展をはかる道なんか、あるいは長い間築いてきた歴史的な経過を尊重しながら、林業の発展ということを考えられるのか、こういうことなんですね。

○倉沢参考人 御質問は、二つの点に分かれていますが、両点とも実は関連して、しかも非常に重要な点だと思います。

第一点の、現在の入り会い林野の実情の中で、はたしてこういう近代化ということとの実現が可能なりやいなやという御質問と承っておりますが、先ほど私の陳述の中ありましたように、私は、入り会い林野のもう一つの秩序は、実は天然産物を採取するという、非常に伝統的な経済の秩序で組み立てられてきておる。そして、土地を積層的に培養していくという経済の秩序とは、入り会いの秩序そのものはそぐわなくなつてきている。そこで、そういうような条件の生じている入り会い集団あるいは入り会い林野、つまり、入り会い農林家が当該林野を積極的に土地利用の高度化をはからうというような条件が生じてきている入り会い林野については、かかる措置は有効であろうと思ひます。また必要でもあろうと思ひます。しかしながら、その部落農林家の条件が、依然として林野の天然物採取の必要に強く拘束されているよう

な条件のもとでは、この制度は適用不可能であるし、また適用することが不適当であります。したがって、あらゆる入り会い林野がこの法案の対象になります。今までぐなり得るというふうに考えられないがために、私の陳述の中では、現地の実情に即応して運用さるべきであるということを申し上げたのであります。なおかつ、農林家の自発的意思、つまり、その林野を自分たちで栽培林地化していくとする要求があらわれているところ、そういうふうに考え方であります。その林野を自分で栽培林地化して、自發的な意思が大事である、こういうふうに申し上げております。

第二に、せっかく集団的になつてている権利の關係を何ゆえ個別的にばらばらにしてしまうか、そういうことは、現在の経済の中でかえつて不利、混乱を招くではないかという御指摘ではなかろうかと思います。そういう点と、もう一つ、いまの入り会い権の今まで行政対象にそのまま乗つから乱さないかという御指摘があります。この点は、かなり法律専門にわたるので、私あまり的確には答えるられませんが、少なくともここでこの法案が企図しているのは、私の理解によれば、受益する権利そのもののは、個々の農林家經營が主張的にはつきりつかむことにならうかと思いますが、經營そのもの、あるいは林野を利用していく組織としてまで個々に分割されるといふこと、この法案はそこまで意図していると理解していいわけでございます。つまり、先ほども申し上げましたが、今まで圃地として管理してきておる、それを集団で管理しておる。これは、その集団は実は天然物採取といつましました生産組合のような法人化が、形だけではなくて、実際の農林家が生産担当者意識をもつて組織するならば、そこに可能性が認められる、こういうふうに私は理解しております。

近代的な林業経営を當む入り会い形態に發展させることが重要じゃないか、そういう意味で本法案が意義があるのでおっしゃるのですけれども、しかし、それは何も権利関係をいわゆる近代化といふ名のもとに個人化さなくとも、現在の入り会い関係で林業の政策を裏づければ、あなたの考えるようなことが可能ではないかと思うわけです。何で、そういう天然物採取的あるいは粗放的な状態に落とされている入り会いを、近代的林業化するため、非常に複雑な関係にある、しかも長い間歴史的な経過をもつて築き上げられた入り会いを廢止して、個人的な権利関係に細分しなければそういうことができないかということですね。それは政策の面でできるのじゃないかということが一つ。

それからもう一つは、御承知のとおり、ここに旧慣の場合には、部落の財政的な基礎になっているわけですね。これは六割ぐらいが部落や市町村の財政的な基礎になつてゐるわけです。これがいわゆる近代化のもとに私有化されて、それから當利益的な經營に移つた場合に、市町村、自治体が入り会いに依拠した財政的な基盤の喪失を何で補つたらいいのかということが問題の一つですね。

もう一つは、細分化はされるけれども、それは集約として大きなががはめられるのだとおっしゃいますけれども、この法律でいう近代化というのは、個人権利關係に化すということですから、細分化された個人権利というのは、あなたの言うように何も山に行つて木を植えるという意識を強めるだけでなく、おれの権利だからおれが自由に处分できるのだ、借金の抵当になるのだ、借金が払えなければこれは取られてもやむを得ない、あるいはいい買い手があれば売るのだ、こういう権利意識だって出てくるのですからね。あなたの言うような生産的な意識ばかり出てくるわけじゃないのだから、そういうことが、権利を個人化することと、あなたの言う大きなワクをはめ集約的な組合的な方向で、これをとどめておくということができるかどうかという点ですね。こ

の三点、どうも私は割り切れないのですけれども、お聞きしたいと思います。

○倉沢参考人 現地の個々の具体的な事例を念頭に置かないと、なかなか説明のできないような、たいへんむずかしい問題でございますが、いわゆる総有形態——多少法律のことばが出て申しわけありませんが、総有の形あるいは入り会い権という形のままでそれを生産権化していく、特に実際に土地に結びついた栽培の権利にしていただきたい、そういうことができるではないかという御指摘が、まず第一点だと思います。先ほどもその点はあつたわけですが、その点に関してましては、実はこの入り会い権というのが、慣行に基づいておる権利でありますために、その慣行が時代の推移とともに非常に種々難多に変化していくわけです。その変化が、農林家のための生産經營というような方向に向くという保証も必ずしもないと思います。そこで、いつの間にか、慣行という名で奉仕されている中で、農林家の権利が消えていくとか、あるいは非常な不利な状態におけるといふことは、少なくとも避けなければならない。この権利関係をはつきりさせるということは、そういう意味はあるうかと思います。

それから、現在あるままの状態のところへ林業政策が機能すれば、それでいいではないかというわけでございますが、御存じのように、国家の行政というものは、対象の法律形態といいますか、対象が法律形態に乗らないものは、なかなか浸透しにくいという実情でございます。対象が個人なり法人なりあるいは公法人なり、はつきりした法形態を持っておりますと、行政というのは乗りやすいわけであります。ところが、従来のままの林業政策も、そういうような状態では、なかなかのままでそのままの集団には浸透しにくいという実情があろうかと思います。したがって、林業政策も、そういうふうには読めないので実だと思います。

それから第三点は、たとえ集団経営という形でもつていても、個別的な意思によっては、どうしても細分化されるのではないかということなんですが、これは現今の社会ではある程度あります。しかしながら、全体として、いまの林野全体が直ちに細分化されてしまうことによっては、この法の実際の現地での指導によつて防げると思います。ただ、全部を団地として、集団としてかかえ込んでいくということは、現今の経済情勢ではもはや不可能であろうかと思ひます。また適切でないと思います。というのは、同じ林野の中にも、果樹として使うような部分もありましょうし、造林する部分もあります。しかし、なつかつ、草をとったり、炭を焼かなればならない部分もそれぞれ含まれておると思ひます。それらの利用区分によって、管理や管理の組織もおのずから区分されいかなければならぬ、そうなるだろうと思います。したがつて、たとえば造林などのような非常に長い期間を要する生産ですと、これは大ぜいの人が集団でやっていこうということは、きわめて現実性のある投資でござります。

それから財政との関係でございますが、部落の道路の普請とか、あるいは場合によつてはお祭り、神社の維持費というようなことになりますが、こういうものは、従来一見財政的ではありますけれども、実は部落の人たちのかなり生活的なものが多いけれども、当然町村の財政に属すべきようになりますと、残念ながら、入り会い集団が、こういう存在だと実は見ていくわけです。ところが、今度の法案は、これを個人的な権利に移すということが近代化だというような大体のたてまえをとつて、みんなの合意の上でとはなつておりますけれども、この法に流れている立法の趣旨というものは、最後にはこういう意味の入り会いをなくしようというのが目的のように考えられる。それがはたして近代化といえるだろうかと云ふことです。總有の姿のものは、日本のどうかわらず、一括全部個人的な収益になるというふうにこの法がそのまま規定しているかどうかと云ふ点は、私にはそういうふうには読めないので

ござります。というのは、一応その収益はその農家の収益ということと、集団収益にされた場合に、その収益処分はまたそこに協議があらうかとあります。この協議は、その部落の人が自分たちの生活を向上させるのに、団体としてその収入金が使つたほうがいいか、個別に分配したほうがいいかという問題だらうと思います。これもおそらく一律的に上からこうしなさいというように形式的にはいかなかろうと思います。しかし、長い時間かけて、こういう町村あるいは国家の財政がどうに移つて、当然農林家の収入にすべき部分は、この法律に基づいて形成される形から、徐々にその本来のところにいくのではないか、こういうふうに思います。

○中川委員長 御質疑ござりますか。

○森田委員 私も大体似たような質問でございますが、私は多少観点をえて質問してみたいと思います。

これは入り会い林等に終止符を打つ法案だと私は考へるので、その意味では、非常に重大な法案だと実は考へる。これは御承知のとおり、總有の上に入り会い、すなわち、部落共同体としての経済を経て、日本でも藩政時代から今日まで継続してきている。たまたま法律的にはドイツなどにある總有的なもの、それと共通の姿で残されていいると云ふことです。それは細分化に対してもいろいろだいまも御論議がございました。しかし、これを森林組合のようなものに持つていくのだからいいじゃないかというような御意見にも耳をいたしましたが、しかし、私は、根本性格として見ると、組合というものは、大体個人が集まつたものなんです。總有的なものにならないと私は思うのです。だから、組合を開いて、すぐ分譲の問題をすると、すぐ分譲ができる。ところが、總有の関係だとそはいかぬと思う。そう簡単にいかぬという考え方を持つてゐるのです。

同時に、總有の姿において、法律関係にももう一つの意見のうち、ごく少數の人の林野使用目的が、大せいの人の使用目的と食い違うというような場合も出てくると思います。そういう場合には、やはりその部分は細分化されることもあると思いま

るようないいと思います。それでも、その集団はやむを得ないと思います。それから、その集団の意見のうち、ごく少數の人の林野使用目的が、いかという問題だらうと思います。これもおそらく一律的に上からこうしなさいというように形式的にはいかなかろうと思います。しかしながら、長い時間かけて、こういう町村あるいは国家の財政がどうに移つて、当然農林家の収入にすべき部分は、この法律に基づいて形成される形から、徐々にその本来のところにいくのではないか、こういうふうに思います。

○中川委員長 御質疑ござりますか。

○森田委員 私も大体似たような質問でございますが、私は多少観点をえて質問してみたいと思います。

これは入り会い林等に終止符を打つ法案だと私は考へるので、その意味では、非常に重大な法案だと実は考へる。これは御承知のとおり、總有の上に入り会い、すなわち、部落共同体としての経済を経て、日本でも藩政時代から今日まで継続してきている。たまたま法律的にはドイツなどにある總有的なもの、それと共通の姿で残されていると云ふことです。それは細分化に対してもいろいろだいまも御論議がございました。しかし、これを森林組合のようなものに持つていくのだからいいじゃないかというような御意見にも耳をいたしましたが、しかし、私は、根本性格として見ると、組合というものは、大体個人が集まつたものなんです。總有的なものにならないと私は思うのです。だから、組合を開いて、すぐ分譲の問題をすると、すぐ分譲ができる。ところが、總有の関係だとそはいかぬと思う。そう簡単にいかぬという考え方を持つてゐるのです。

そういう関係から、總有的なもののかわりに森林

組合をつくったからといって、そういう本来の性格はそのまま持続できないようになりはしないか」という点、これが一点です。

それからもう一つ。権利の姿として、ほとんど化だというので、日本の今日の立法の体系は、大体それを中心に進んできることは御存じのところあります。ただ、ここでおもしろいのが、いまの総有関係なんです。ある時点においての総有、その時点においての権利の主体と見らるる個人が集まつて、そしてこの権利の処分をするということは、私から見ると、部落共同体といふもののが一つの生命体だということになると、これは、次に来るものそのものにも、やはり潜在的権能というものが私はあるもののように実は考えるのです。だから、その時点において全部個人に権利を分轄してしまうというようなことは、その潜在的権利者、権能者に対する権利を冒瀆するものだといふ、妙な基本的な法律觀を実は持つておるので、しかし、これは本案から見ると、ひどく遠い基本問題だ、こう実は考えますが、そういう点に対してどういう御見解をお持ちになるか、こういう点をひとつお伺いしたい。と申しますのは、もうこれで入り会い権といふものがなくなるのだ、こういう段階にきておりますので、それでやはり最後の場面に達して、潜在的入り会い権者のために、これだけのことは記録にとどめておきたいという気持ちで私は質問しておるので、どうぞお願ひします。

○倉沢参考人 入り会い林野の総有的な関係を残してもいいものではないか、しかも、それを現在の日本の法律体系の中で認めていいたらどうか、こういうことはできないかという御質問として受け取ったわけですが、実は典型的な総有であったところの入り会い林野も、明治以降の数十年の経済の発達、社会の変遷で、その一部は町村の公法人有という形に昇華しております。それからなおかつ入り会い林野という形で残された、この法案が対象とするようなものも、必ずしも昔

からの縦有を典型的に維持して、全部が維持してあるというわけではなくて、次第にその内容は共に近いような性質に移っているというよう私には理解しております。ただし、私、法律そのものの専門家でありますから、この点はいざれ戦能参考人のほうからも御説明あろうかと思ひますが、そういうふうに上と下に二つ分かれで動きつつあるので、縦有というのはなかなかもうあまりないのです。そういう状態に動いておるものを感じるといふことが政策的にいいか悪いかということは、そういう現実に両方に分裂してきました、また現在もしていくわけですが、そういうものを認めるかどうかということにならうかと思ひます。

それから総務省、総務大臣はおもての口にまわら
られないかどうかということは、これは法律の専
門家でないとお答えできないので、私、実はお答
えできないのです。具体的にできるかできないか
ということになりますと……。お答えできる範囲
は、以上述べたように、林野の利用の形が変わ
てくる中で、総有というものは、典型的な形では
もうすでにだいぶなくなってきておるというこ
と、したがって、本法案を適用する場合にも、典
型に近い総有の場合の林野に対しては、この法案
はおそらく適用できまいと思います。現地の部落
民もこれを拒否するだろうと思います。また当然
それは拒否していい段階であろうと思うのです。
したがって、先ほど私が申し上げましたように、
この法案が一律に入り会い林野をなくしてしま
う、その事情、経済的、社会的な推移あるいは段
階のいかんにかかわらず、どしどしとなくしてい
く、いわゆる促進法という形で部落農民に迫ると
すれば、かなり問題があろうということは考えて
おります。

○中川委員長　倉沢参考人には貴重な御意見
をお述べいただきまして、まことにありがとうご
ざいました。厚く御礼申し上げます。

次に、戒能参考人にお願いいたします。戒能参
考人。

○戒能参考人 忘れないうちに、森田先生の御意見について、私申し上げたいと思います。

森田先生の御意見は、私が岩手県の小繫という部落でぜひやってみようと思って努力しておるところでございます。小繫に、裸山といって、百町歩くらいの部落民の使えるところがあります。昔からその裸山に行きました、本来雜木林でございまして、そこに行つて草木を探取しておったのですが、年間自分なりの努力はしたつもりであります。まだ完成はいたしておりません。これはお金がなきこと、労働力がないこと、いろいろ不利益な条件が重なつてそうなつておるのであります。私は先生のおっしゃるような方向の入り会いではなくなつてしまつておる。完全な宅地化しておる。しかし、それにもかかわらず、入り会い権があるというふうなことを言つておる場合もございます。

一、二の例を申しますと、神戸市内におきまして、現在宅地化しておるところが、これが入り会い団体の所有地になつておる。名目的な所有地になつておる。そうして宅地として貸した貸し販の手段とか、あるいは借り手の問題とかで、中でけんかしておるところもございます。これは入り会い権という概念の乱用だと思っておりますが、とにかく入り会い権の中には、現在完全に宅地になつておって、入り会いとは縁もゆかりもないものも實際にあるわけです。それから入り会い権といふ名目で、あるいはぼつぼつ木が植わつてゐるところもございます。あまりたくさんではございませんけれども、ございます。それからまた、何

らかの紛争があつて、入り会い権という概念を使つておるところもござります。

いろいろ多様でございますが、入り会い権の一番基本的な形態は、何といつても天然物の採取であるいたとき、まぐさというふうなものを採取するというのが、入り会いの一番基本的な形態であるというのだが、入り会いの一番基本的な形態であるうかと私は思うわけでござります。したがつてまた、そうした入り会い権というのがあまり生産的でないということは確実な事実でございまして、農家収入から申しますと、あまり多くないということは間違いない事実だと思います。そしてこの数年間、山に入つて草を刈る、あるいは木を切る、たきぎを切るということが、外から見ますと、一見してだんだん不要になつてゐるという事実もございます。一つは、耕うん機の導入でござります。昔でございますと、牛馬を使って、牛馬に草を食べさせて、そしてその堆肥を利用するということをやつております。耕作用の牛馬がなくなつて草が要らなくなつたという事実がある結果として、草があまり要らなくなつてきたという事実があるようでございます。耕作用の牛馬がなくなつて草が要らなくなつたという事実があるようでございます。しかし、草がなくなるといふこと、堆肥を使わないということは、農業の専門家ではございませんけれども、どうも地力をだんだん弱めてくるという形になつてくるわけでござります。本来から申しますと、堆肥はどうしても農業に必要であろうと思うわけでござります。

そこで、從来草を刈るものとして使つていた土地は、何とかして牧場にしなければならない。集団放牧というものをやらなければならぬ。で起きるだけ大規模な集団酪農その他をやらなければいけない。肉牛を飼つたり、あるいは乳牛を飼つたりする道をつくらなければならぬ。從来の雑草地を牧草地にかえまして、その牧草地ができるだけ高度に利用するという方法を考えませんと、單に農家経済が貧困であるというだけではなくして、日本の産業、日本の農業全体がだんだん凋落

する可能性を持つのではないだろうか。肥料だけでは維持できない。地力の維持というものにつきましても、草の問題というものをどうしても考えなければならぬ、こう思うのでござります。したがつて、入り会い地、その他国有地も含みますけれども、土地がありましたら、その土地をできるだけ利用して草をつくるために、お金を出す方法も考へなければならないと思うのです。

第二に、入り会い地が一見不要な形に見えるようになりますのも、薪炭がこの数年間急激に使われなくなつたという事実によるよう思うのでござります。木炭につきましては、特に炭鉱労働者

者の場合よりも、ある意味におきまして激しい失業が起つてゐるわけでござります。炭鉱労働者

も、かつては二十数万人いた人々が、いまでは七

万人くらいしかいない。そして将来はさらに半分になつてしまつてゐる。木炭の炭焼きのほうの人たちが何人いたか、私は正確には存じません。しかし、おそらく炭鉱労働者

に比べまして、そんなに数の点から申しまして少なくはなかつたであろうと思うのでござります。

十数万から二十万いたであろうと思うのでございま

すが、その炭焼きの労働者というものは、現在

ではほとんどゼロに近づきつてあるわけでござい

ます。その意味におきまして、薪炭用材というも

のの需要が減つております。なくなつてしまつて

おります。薪炭用材は、御存じのとおり、天然の

ものでございませんとほとんど採算がとれませ

ん。自分で木を植えて、そして薪炭にしたのでは

ほとんど採算がとれませんので、天然用材も、木

炭の使用が減るという事実に基づいて、またなく

なつてしまつてゐるわけでござります。一応要ら

ないような形をとつてゐるわけでござります。で

すからして、炭焼き労働者というものに対する職

場を提供するという意味におきましても、造林と

いうのはこの際どうしても必要ではないか。造林

の経費を出すということは、この際非常に必要で

はないかと思うのでござります。

この入り会い林野の近代化法案といふものが、

単に土地所有権を近代化するだけのものでござい

ましたら、私は賛成できませんけれども、この近

代化法案といふものが一つの基準になつて、國が

ほんとうに炭焼き労働者に対しても職場を提供す

る、あるいは草地をつくることのためにあるもの

であるならば、これはそれなりに賛成してもいい

と思うのでございます。もちろん、基本的に申し

まして、その土地の使用関係所有関係をどうする

かという問題はなおございます。そうして現行の

森林法をそのままにしておいていいのかどうか、

それとも入り会い地を引き受けた森林組合に関

して特殊な法規をつくるのがいいかは、また別の

森の入り会い地でも資金がどこからも来なかつたとい

う事実、政府が見捨てたという事実に基づくもの

であらうと思うのであります。だから、政府がそ

の入り会い地というものを見捨てないで、ほんと

うに入り会い地の利用促進というものを支持する

だけの裏づけを提供し、同時に、農民に入り会い

地が利用に値するという施策を施すような努力を

していつたならば、私は、入り会い地はいまのよ

うに荒れる必要ななかつたのだろうと思ひます。

むしろ、自然生の草木をとつて、そうして自給経

済的な生活をするよりも、もっと高度な生活を農

山村において、特に僻地の山村において営むこと

ができるようになつてゐたのではないか。

都会では何か一見いたしまして、ぜいたくなも

ができるようになつてゐたのではないか。

だが、それにいたしましても、十年前だつたら

できることで、現在ではできなくなつてゐること

がすいぶんござりますけれども、しかし、都会

に暮らしまして、サラリーマンになつて自分のう

ち一軒買うというのはほとんど不可能であります。

しかし、僻地におきましては、僻地とはいわ

れておりませんけれども、しかし、逆に、自分のうち

を買ふこともできましようし、建てることもでき

しましようし、自分なりの生活を高度につくつて

いくということもできるわけござります。都会

は、ある意味におきまして袋小路になつておりま

して、それを突破する道がございません。農村の

僻地は、逆にこれを突破する道があるわけござ

いませんから、その突破する道を何らかの方法で開

いていくように政府が努力していったら、これは

よかつたのである。もし入り会い権の近代化法

案が、努力をするという前提に立つ法律でなく

て、單に入り会い権をなくせばいいのだといふ、

それだけの法律案でございましたら、これは無意

味でござりますし、ある意味におきまして、現在

山奥の僻地に住んでいる、恵まれない人たちをま

すます恵まれなくなるだけのものでござりますか

ら、これは無意味な法案になつていくだろうと思

うのであります。だがしかし、これが入り会い地

で植えるということにすぎなかつたわけでござい

ます。無償で働くということにすぎなかつたわけ

でござりますから、木が植わらなかつたのは最も

自然であったというふうに考える以外にないと思

うのであります。要するに、入り会い地が荒廃し

ているという一番大きな理由は、これは入り会い

地に関する慣行が複雑であるからではございま

せんので、むしろ造林資金がどこからも来なかつ

た、牧草地でも資金がどこからも来なかつたとい

う事実、政府が見捨てたという事実に基づくもの

であらうと思うのであります。だから、政府がそ

の入り会い地というものを見捨てないで、ほんと

うに入り会い地の利用促進というものを支持する

だけの裏づけを提供し、同時に、農民に入り会い

地が利用に値するという施策を施すような努力を

していつたならば、私は、入り会い地はいまのよ

うに荒れる必要ななかつたのだろうと思ひます。

むしろ、自然生の草木をとつて、そうして自給経

済的な生活をするよりも、もっと高度な生活を農

山村において、特に僻地の山村において営むこと

ができるようになつてゐたのではないか。

都会では何か一見いたしまして、ぜいたくなも

ができるようになつてゐたのではないか。

だが、それにいたしましても、十年前だつたら

できることで、現在ではできなくなつてゐること

がすいぶんござりますけれども、しかし、都会

に暮らしまして、サラリーマンになつて自分のう

ち一軒買うというのはほとんど不可能であります。

しかし、僻地におきましては、僻地とはいわ

れておりませんけれども、しかし、逆に、自分のうち

を買ふこともできましようし、建てることもでき

しましようし、自分なりの生活を高度につくつて

いくということもできるわけござります。都会

は、ある意味におきまして袋小路になつておりま

して、それを突破する道がございません。農村の

僻地は、逆にこれを突破する道があるわけござ

いませんから、その突破する道を何らかの方法で開

いていくように政府が努力していったら、これは

よかつたのである。もし入り会い権の近代化法

案が、努力をするという前提に立つ法律でなく

て、單に入り会い権をなくせばいいのだといふ、

それだけの法律案でございましたら、これは無意

味でござりますし、ある意味におきまして、現在

山奥の僻地に住んでいる、恵まれない人たちをま

すます恵まれなくなるだけのものでござりますか

ら、これは無意味な法案になつていくだろうと思

うのであります。だがしかし、これが入り会い地

で植えるということにすぎなかつたわけでござい

ます。無償で働くということにすぎなかつたわけ

でござりますから、木が植わらなかつたのは最も

自然であったというふうに考える以外にないと思

うのであります。要するに、入り会い地が荒廃し

ているという一番大きな理由は、これは入り会い

地に関する慣行が複雑であるからではございま

せんので、むしろ造林資金がどこからも来なかつ

た、牧草地でも資金がどこからも来なかつたとい

う事実、政府が見捨てたという事実に基づくもの

であらうと思うのであります。だから、政府がそ

の入り会い地というものを見捨てないで、ほんと

うに入り会い地の利用促進というものを支持する

だけの裏づけを提供し、同時に、農民に入り会い

地が利用に値するという施策を施すような努力を

していつたならば、私は、入り会い地はいまのよ

うに荒れる必要ななかつたのだろうと思ひます。

むしろ、自然生の草木をとつて、そうして自給経

済的な生活をするよりも、もっと高度な生活を農

山村において、特に僻地の山村において営むこと

ができるようになつてゐたのではないか。

だが、それにいたしましても、十年前だつたら

できることで、現在ではできなくなつてゐること

がすいぶんござりますけれども、しかし、都会

に暮らしまして、サラリーマンになつて自分のう

ち一軒買うというのはほとんど不可能であります。

しかし、僻地におきましては、僻地とはいわ

れておりませんけれども、しかし、逆に、自分のうち

を買ふこともできましようし、建てることもでき

しましようし、自分なりの生活を高度につくつて

いくということもできるわけござります。都会

は、ある意味におきまして袋小路になつておりま

して、それを突破する道がございません。農村の

僻地は、逆にこれを突破する道があるわけござ

いませんから、その突破する道を何らかの方法で開

いていくように政府が努力していったら、これは

よかつたのである。もし入り会い権の近代化法

案が、努力をするという前提に立つ法律でなく

て、單に入り会い権をなくせばいいのだといふ、

それだけの法律案でございましたら、これは無意

味でござりますし、ある意味におきまして、現在

山奥の僻地に住んでいる、恵まれない人たちをま

すます恵まれなくなるだけのものでござりますか

ら、これは無意味な法案になつていくだろうと思

うのであります。だがしかし、これが入り会い地

で植えるということにすぎなかつたわけでござい

ます。無償で働くということにすぎなかつたわけ

でござりますから、木が植わらなかつたのは最も

自然であったというふうに考える以外にないと思

うのであります。要するに、入り会い地が荒廃し

ているという一番大きな理由は、これは入り会い

地に関する慣行が複雑であるからではございま

せんので、むしろ造林資金がどこからも来なかつ

た、牧草地でも資金がどこからも来なかつたとい

う事実、政府が見捨てたという事実に基づくもの

であらうと思うのであります。だから、政府がそ

の入り会い地というものを見捨てないで、ほんと

うに入り会い地の利用促進というものを支持する

だけの裏づけを提供し、同時に、農民に入り会い

地が利用に値するという施策を施すような努力を

していつたならば、私は、入り会い地はいまのよ

うに荒れる必要ななかつたのだろうと思ひます。

むしろ、自然生の草木をとつて、そうして自給経

済的な生活をするよりも、もっと高度な生活を農

山村において、特に僻地の山村において営むこと

ができるようになつてゐたのではないか。

だが、それにいたしましても、十年前だつたら

できることで、現在ではできなくなつてゐること

がすいぶんござりますけれども、しかし、都会

に暮らしまして、サラリーマンになつて自分のう

ち一軒買うというのはほとんど不可能であります。

しかし、僻地におきましては、僻地とはいわ

れておりませんけれども、しかし、逆に、自分のうち

を買ふこともできましようし、建てることもでき

しましようし、自分なりの生活を高度につくつて

いくということもできるわけござります。都会

は、ある意味におきまして袋小路になつておりま

して、それを突破する道がございません。農村の

僻地は、逆にこれを突破する道があるわけござ

いませんから、その突破する道を何らかの方法で開

いていくように政府が努力していったら、これは

よかつたのである。もし入り会い権の近代化法

案が、努力をするという前提に立つ法律でなく

て、單に入り会い権をなくせばいいのだといふ、

それだけの法律案でございましたら、これは無意

味でござりますし、ある意味におきまして、現在

山奥の僻地に住んでいる、恵まれない人たちをま

すます恵まれなくなるだけのものでござりますか

ら、これは無意味な法案になつていくだろうと思

うのであります。だがしかし、これが入り会い地

で植えるということにすぎなかつたわけでござい

ます。無償で働くということにすぎなかつたわけ

でござりますから、木が植わらなかつたのは最も

自然であったというふうに考える以外にないと思

うのであります。要するに、入り会い地が荒廃し

ているという一番大きな理由は、これは入り会い

地に関する慣行が複雑であるからではございま

せんので、むしろ造林資金がどこからも来なかつ

た、牧草地でも資金がどこからも来なかつたとい

う事実、政府が見捨てたという事実に基づくもの

であらうと思うのであります。だから、政府がそ

の入り会い地というものを見捨てないで、ほんと

うに入り会い地の利用促進というものを支持する

だけの裏づけを提供し、同時に、農民に入り会い

地が利用に値するという施策を施すような努力を

していつたならば、私は、入り会い地はいまのよ

うに荒れる必要ななかつたのだろうと思ひます。

でも実は百円高いほうに行ってしまいます。それだけ農家生活、特に僻地農家の生活が困窮しているわけでございますから、どうしたら造林の意思をその疲れ切った人々の間に喚起できるかといふことが、非常に重要なことだと思うのでござります。したがつて、この法案の結果、入り会い地が近代化されるという形になつて、そしてお金がかかる造林資金が援助できるということになつた出で、造林資金が援助できるということになつただけでは足りないので、農民をどうしたら組織化し、そして造林の意思を持たしていくことができるか、農民の間からどうしてそれを呼び出していくかという精神的作業が非常に重要でございます。この法律案の裏づけは、単に金だけではできないで、よほど誠実に努力するという——これは農林省の公務員に求めることが無理なことかもしれないで、よほど誠実に努力するという——これが子供たちに未来への展望をできるだけ引き立てるような、そういう教育、努力と展望というふうなもののかき立てる、そういう教育が非常に必要でござります。この委員会で申し上げることはあまり適当でございませんけれども、いわゆるテスト教育なんかにいたしましても、点取り主義の教育なんかをやっていたのでは、やはり木は植わらないという事実がござります。農村生活をどうするかということにつきまして、よほどかたい、そして確実な意思を持っていなければ、僻地の開発というのはできないだらうと思うのでござります。

他方におきまして、僻地の開発に成功すれば、これは農家にとって非常に有利でござります。と同時に、おそらく日本政府日本國の経済から申しましても、相当有利な面が出てくると思います。現在では年間五億ドルほど木材輸入が行なわれております。石油に次いでの第二位の品目になりつゝあるわけでございます。五億ドルの木材輸入の外貨といふのはどうして払うか、トランジスター

ラジオや雑貨品を売るだけではおそらく払い切れないと、思うであります。日本の林業をささえなければ、日本の農業もまたささえられないだらうと思つては、それに取り組んだだけの効果はあるだらうと思つてはいるわけでござります。

ところで、法案の内容でございますけれども、内規は一見いたしましたところ、まず入り会い権者が同意したら分割する、あるいは分割しないかも知れぬけれども、記名共有形式に直して、それが同意できれば、くわんば生産森林組合あるいは農事実行法人というふうなものに移すという考え方のようでございます。記名共有形式に直した場合に、は、実にやっかいな問題が起ります。分割してしまつたらもちろんこれは譲渡される。二百町歩、三百町歩の山のうちの一部、かりに二町歩を譲渡されて、まん中にばかんと穴があくというふうになりましたら、二百町歩の旧入り会い地の使用というものはおそらくめになつていいだらうと思います。数人が譲渡するということによりまして、残りの数十人が全部売らなければならぬでござります。この委員会で書いてあるように個人有地であるいは共有地に直して、それから森林組合に移すという形態がいいのか、あらかじめ森林組合に移すという形態がいいのかという問題は、かなり大きな問題じゃないかと思えるわけでござります。先ほど申し上げましたように、入り会い地には、必ずしもいろいろな形態がござります。宅地化しているようなところがござります。あるいは宅地化に準ずるようなところがございまして、入り会い地をやめればすぐ畠ができるようなところもございましょう。したがつて、そういう場合には、分割あるいは記名共有形式になるのもいたしかなります。かろうと思いますけれども、純粹な入り会い地につきましては、のつけから記名共有や分割所有を通さないで森林組合に移すことも考えられるであります。

私の知っているのに、そうして困っている実例が數ヵ所ござります。たとえば福井県の美浜町新庄という部落では、六千町歩からの入り会い地がござります。部落は現在二百二十戸でございまます。入り会い地全体が二百八戸の記名共有になつておりまして、十二戸だけは記名共有者でなく

います。ところが、記名共有者の一人が自分の持ち分を大阪の企業家に売つてしましました。大阪の企業家が部落のすぐそばで珪石の鉱山を持っています。部落の人たちが森林開発公団と交渉しております。部落の人たちが森林開発公団と交渉しております。森林資金を出してもらおうといたしましても、少なくとも合名的な森林組合というものを思つてはいるわけでござります。

ところで、法規の内容でございますけれども、内容は一見いたしましたところ、まず入り会い権者が同意したら分割する、あるいは分割しないかも知れぬけれども、記名共有形式に直して、それが同意できれば、くわんば生産森林組合あるいは農事実行法人というふうなものに移すという考え方のようでございます。記名共有形式に直した場合に、は、実にやっかいな問題が起ります。分割してしまつたらもちろんこれは譲渡される。二百町歩を譲渡されて、まん中にばかんと穴があくというふうになりましたら、二百町歩の旧入り会い地の使用というものはおそらくめになつていいだらうと思います。数人が譲渡するということによりまして、残りの数十人が全部売らなければならぬでござります。この委員会で書いてあるように個人有地であるいは共有地に直して、それから森林組合に移すという形態がいいのか、あらかじめ森林組合に移すという形態がいいのかという問題は、かなり大きな問題じゃないかと思えるわけでござります。先ほど申し上げましたように、入り会い地には、必ずしもいろいろな形態がござります。宅地化しているようなところがござります。あるいは宅地化に準ずるようなところがございまして、入り会い地をやめればすぐ畠ができるようなところもございましょう。したがつて、そういう場合には、分割あるいは記名共有形式になるのもいたしかなります。かろうと思いますけれども、純粹な入り会い地につきましては、のつけから記名共有や分割所有を通さないで森林組合に移すことも考えられるであります。

私の知っているのに、そうして困っている実例が數ヵ所ござります。たとえば福井県の美浜町新庄という部落では、六千町歩からの入り会い地がござります。部落は現在二百二十戸でございまます。入り会い地全体が二百八戸の記名共有になつておりまして、十二戸だけは記名共有者でなく

います。ところが、記名共有者の一人が自分の持ち分を大阪の企業家に売つてしましました。大阪の企業家が部落のすぐそばで珪石の鉱山を持っています。部落の人たちが森林開発公団と交渉しております。森林資金を出してもらおうといたしましても、分取造林するような場所が同意したら分割する、あるいは分割しないかも知れぬけれども、記名共有形式に直して、それが同意できれば、くわんば生産森林組合あるいは農事実行法人というふうなものに移すという考え方のようでございます。記名共有形式に直した場合に、は、実にやっかいな問題が起ります。分割してしまつたらもちろんこれは譲渡される。二百町歩を譲渡されて、まん中にばかんと穴があくというふうになりましたら、二百町歩の旧入り会い地の使用というものはおそらくめになつていいだらうと思います。数人が譲渡するということによりまして、残りの数十人が全部売らなければならぬでござります。この委員会で書いてあるように個人有地であるいは共有地に直して、それから森林組合に移すという形態がいいのか、あらかじめ森林組合に移すという形態がいいのかという問題は、かなり大きな問題じゃないかと思えるわけでござります。先ほど申し上げましたように、入り会い地には、必ずしもいろいろな形態がござります。宅地化しているようなところがござります。あるいは宅地化に準ずるようなところがございまして、入り会い地をやめればすぐ畠ができるようなところもございましょう。したがつて、そういう場合には、分割あるいは記名共有形式になるのもいたしかなります。かろうと思いますけれども、純粹な入り会い地につきましては、のつけから記名共有や分割所有を通さないで森林組合に移すことも考えられるであります。

私が知っているのに、そうして困っている実例が數ヵ所ござります。たとえば福井県の美浜町新庄という部落では、六千町歩からの入り会い地がござります。部落は現在二百二十戸でございまます。入り会い地全体が二百八戸の記名共有になつておりまして、十二戸だけは記名共有者でなく

百二十万町歩の山林原林があることになつていています。たとえば岩手県でございますが、岩手県にはすが、そのうち八十一万町歩が民有地になつております。ところが、入り会い地はわずかに十二万五千里町歩にすぎません。岩手県の山林原野官民所有区別手続を申し上げますと、これは村の山を全部の有力者のものにしてしまつたわけでござります。ですから、一カ村の中におきまして、第一位の山林所有者が五千町歩山を持つていて、第二位の山林所有者が三町歩だというような場合が往々にしてござります。一万町歩の次に五町歩というのはこつけいでござります。おそらくこの一万町歩というのは村山であったものに違ひございません。その村山であつたものの中に入り会い権があるのかないのか、実際は入り会い権がある以外がないところでございますが、この統計によりますと、入り会い権がない立場で見られているのじゃなんいかと思うのでござります。個人所有権を確認する金援助ということのほうがこの際必要ではないかと思う面もございます。

私、小繫事件というのをやってみまして、入り会い訴訟というものは、自分の報酬は全然算入いたしませんでも、古文書や何かを写す経費がぱく大になつてしまります。それをさがしたり書き写したりする経費が、個人としてはちょっと負担しきれないほど大きくなつてしまります。部落の非常に貧しい農民が古文書や部落内の記録や村役場に保存されている記録をさがして写すということになりますと、おそらく経費は出し切れないにきまつてきているように思うのでござります。弁護士さんはたまにはもの好きな人もいるかと思いますけれども、しかし、そう幾つもやれないということだけは事実でございまして、その経費がなければ入り会い権があるのに、実は入り会い権そのものをござむざとづぶされていく実例が多いのではない

かと思います。また、山梨県の場合をとつてみましても、山梨県下の林野、山林原野というのが、この統計によりますと、三十四万四千九百町歩となつておりますが、民有地が三十三万八千百町歩になつております。ところが、どういうのでござりますか、明治十四年に地租改正事務局が出した報告によりますと、山梨県下に林野が約三十二万町歩、そのうち國が御料地にして、そうして御料地局がさらにそれを山梨県有地に払い下げたというところに基づいて、民有地がふえたに違ひないのでありますと、山梨県下に林野が約三十二万町歩、そのうち國が御料地にして、そうして御料地局がさらにそれを山梨県有地に払い下げたというところに基づいて、民有地がふえたに違ひないのでありますと、山梨県下の林野が約三十二万町歩になつたのか。これは一たん官有地になつたものを民有地になつたのが二万四千町歩にすぎません。二万四千町歩から、いつの間に三十三万町歩になつたのか。これは一たん官有地になつたものを賣買によってふえたのではないだろうと思ひでございます。もとはと申しますと、これは國有地、官有地であったわけでござります。その官有地に対して入り会い権がわずか三万一千町歩しかないと、山梨県下の山林原野のはんど全部が官有地化された。それで入り会い権がなくなつてしまふのはおかしいのであります。大正四年の判決、官民有区分と同時に入り会い権がなくなつたと、いう判決は非常に誤っているということ、そのことは、山梨県の統計だけでも物語っているのだろうと思ひます。本来から申しますと、山梨県下の山林原野のはんど全部が官有地化された。それで入り会い権がなくなつてしまふのはおかしいのであります。大正四年の判決、官民有区分と同時に入り会い権がなくなりましたといふのでござります。その統計が物語つてゐるにかかわらず、大正四年の判決の趣旨をそのまま引用して、そしてわざか三万一千町歩だけ入り会い地にしてしまうというのはおかしいじやないか。國自身も、入り会い権が残つているか残つていないかということを謙虚に考えて、入り会い権が残つているものならば、入り会い権があると認めていいのじやなかろうか。そしてその入り会い権のある土地について、農民の将来、農民の未来をどう考えていくかということをはじめに検討してもいいのじやないかと思うのであります。要するに、入り会い権の整備というものが、单

なくしてしまった形ではなくて、むしろ農民を信頼し、その信頼に応するような農民になつてもらおうという努力を積み重ねていかなくてはならないのではないか。それにはお金も必要でござりますが、何よりも人間を信頼することが大事でございます。だから、いまの造林資金の貸し方を改めまして、無担保で、分収造林という契約がなくしてしまった形が可能でございます。私も、将来できたら分収すればいいという条件で、思い切って造林資金を出してみる。そういう政策でございますから、小繫におきましても、農民諸君に実際無償で植えてもらっているわけであります。苗木代ぐらい多少私くめんいたしましたけれども、それを無償で植えてもらっているわけでございます。農民諸君が無償で植えてくれておりますと、学生諸君、東京では早稲田大、都立大、日大その他の学生諸君も、それを見て非常に感激してくれまして、そして現地に行きました。農作業の手伝いをしてくれました。岩手大学の農学部の学生諸君も、それに非常に感動してくれまして、そして、おれたちもくわをかついで山に木を植えに行くという形になつております。これらの人たちのは、自分が木を植えたのだから将来その木をくれということは絶対にないと思いますが、要するに、ほんとうに自分の意思で木を植えるという条件をどうしたらつくれるかということが大事なのではないかと思うわけでございます。

仕事が開かなくて、失礼いたしました。
○大久保保久
（入り会）久保でござります。
○中川委員
（入り会）久保でござります。
行政に相まじえて研さん方に集まつて、これまで入れといたい。なんとか、ある意見が出てきたときに、持つてお上げてみた
第一点は、農家の育成、い、いざなってきましたが、実でござる
「委員」
第二点とは、登記面組合名義落ち共有の性質で、旧慣慣用が、実際にあり得る手入れ記の手入れでは転出でた、入り会可能であります。

貴長 次に、大久保参考人にお願いいた
参考人 ただいま御指名を受けました大
きな問題であります。
林野の権利の整備の問題は、市町村の
相当重大な影響もござりますので、われ
にしましては、昨年から現地の町村長さ
まつていただき、さらに学識経験者も
研究してまいりたのでございますが、今
入り会い地につきまして紛争が生じておる
いは入り会いについて特に重大な関心
おります市町村から、どういう具体的な
おるかという点を、最初に御報告申し
たいと思います。
は、入り会い地について、従来の利用目
的にも労働の面からもほとんどなく
たので、畜産農家でありますとか山つき
成にぜひとも役立つ方向に持つていただき
てもこういう熱意を持つておることは事
ます。
長退席 大石(武)委員長代理着席
いたしましては、入り会い地の問題
では代表者名義とか、町村名義とか、
になっておりますが、実質的には、部
格を持つものが非常に多い。したがつ
用権と民法上の入り会い権との区分
は明確にしがたい場合があります。ま
い権の名義人の切りかえは、理論的には
ましても、実際には長年にわたって登
が行なわれていない。そのため、ある
あるとか相続等に基づくその処理が、今
めて困難となつておる。さらに、入り会

い権者の完全な意見の一致を見ることもきわめてむずかしい状態に立ち至つておる。

第三点としては、町村では入り会い権をめぐる紛争が相当ございまして、中には、十年から二十年の長きにわたり訴訟を続けておるものもあります。それで、あまりに個人的な主張であるとか、非社会的な主張が強く出ておる場合もありますし、さらによくことさらに戦争の具に供されるような場合もございます。こういったような問題を現場でどう調整すればよいのか、こういうことに困っています。

第四点としては、入り会い地の図面と現地との不一致のものが非常に多い。したがって、測量で

あるとか、境界の確認とか、分筆とか合算、こういったような事務的な処理のための経費が相当多くかかる、こういうことを言っております。

第五点としては、入り会い地について、慣行優先ということ、市町村側としては全く手の出せない場合が多い。カヤ刈り湯等については、むし

意見も出でております。

第六点は個人分離すれば必ず特定の者に集中される傾向になるであろう。その対策を市町村としてはやはり考えておく必要がある。

第七点は、入り会い権の整理、事務の簡素化とか、税制上の措置、諸経費の負担等について、國のほうで十分考えていただきたい。

それから次に、われわれの研究会の場で学識経験者の方から出ました御意見を御報告いたします。

第一点は、全国的に都市化、工業化あるいは地域開発等が進んでまいりますと、山林原野は単に

農村経営だけのものでなくなりつゝあるのではないか。そこで、土地問題についての国の基本的な計画をまず樹立すべきではないか。特に都市近郊地帯においては、土地政策的な見地から、地方公共団体の開発計画の対象となつておるような地域は、この認可の対象からはずす措置が必要ではないだろうか。

卷之三

の法律案に賛成する態度をとっております。

を設置していただきたい。その理由は、入り会い権の整備をめぐって町村長の地位に微妙な影響を与へる場合があるからだ。

れる場合が予想されます。また、数か町村に行な
る入り会いの場合もあります。したがって、現地
で紛争が生じたような場合は、都道府県のコン

サルタントが公正な判定、指導を行なうことが必要であろう。それからさらに地方だけにまかして

おきますと、地方的な偏向を生ずるおそれもあります。また、問題によつては相当むずかしくて処

理のできないものもありますので、中央にコンサルタントを設置して、全体の調整をはかつていた

たきたい
要望の第二点は、この法律が制定されまして
も、それほど多くの人々が、也ば宣つてこそ理解

も、それほど多くの入り会い地が直ちに一挙に解決するとは考えられません。したがって、入り会いの近代化をめぐって現地ではないいろいろ今後問

題が出てくることだと思います。そうした事態に対処するためには、必要とあれば勇敢にこの法律案

の改正も考えていただき、そういうふた弾力的な態度で進んでいただきたい、こういうことでござい

以上で一応公式的な見解を終わりまして、私の

個人としての意見を五つばかり申し述べさせていただきたいたいと思います。

解決するというものではなくして、農林省的な立場における行政技術的な限界内での措置である、

こういうふうに私は理解をしております。その立場で、この法案に対し賛意を表するものであり

第二点は、学識経験者の意見にもございました

ように、入り合い地の高度利用を実現するためには、農業、林業面での国の補助とか融資、事業実施基準等について、さらに一段と強力な施策を十

第三点は、林業の協業ということがいわれてお
分に講じていく必要があると思います。

りますけれども、林業の場合には、農業以上に協

1

林野行政というものは、もう一回ここで検討を要

するのではないか、こういうふうに考えます。
第二点としては、入り会い林野の私権的な色彩の強いものは、この法律によつて漸次私権化の方に向をたどっていくと思います。しかしながら、同時に、地域社会の共通的な財産を一方で確立することによつて、山村地帯の特殊な社会的、経済的な環境の中で、健全な地域社会を建設していく別途の方向が必要ではないだろうか。特に、最近私権化の傾向が末端まで浸透してまいっておりますけれども、地域社会であるとか地方自治の根底には、住民の連帯感、共通感、共同感、こういうものがあるべきであります。この点 ヨーロッパ等におきましては、こうした公有林野の確保について強い態度を示しておりますのであります。が、こういう意味で、公有林野のあり方をあらためて検討した上で、その制度化を早急に考えていただきたいと思います。

なお、この機会に、現地で入り会い林野の整備の実例が、「二二」といいますので、御参考までに御報告をいたしたいと思います。

一つは、熊本県の小国町でございます。ここは、この法律がまだ考え方以前、昭和三十年の四月に、町有牧野を個人払い下げすることをして、その既得権に基づいて十アール当たり千五百円、千四百円、一千三百円の三段階に分けて、五ヵ年年賦で払い下げを行なつておりますが、農家の中には、買ひ受け不能あるいは不要のものがござります。それについては、町がその倍額で買い取りを行なつておる。買い取りしたものについては、今後利用権は認めない措置をとつております。ただし、採草放牧地については、なるべく共同名義をとるよう指導が行なわれております。従来の公共的な経費面につきましての処置として、二つの対策がとられております。

第一は、払い下げ代金総額の一〇%は、測量等

の事務費として町が取つておりますけれども、九〇%は部落に保有をさせまして、公共的用途に充当させる措置をとつております。第二点は、払い下げました牧野のほかに、千三百ヘクタールの町有林がござります。この町有林についての収益の四分の一は町が取つておりますが、四分の三を大字に配分をし、さらにそのうちの四分の三は地区に分配をする、こういう二つの方法で、公共的な経費をまかなうような処置がとられております。

それからこここの特徴としては、払い下げを受けた者は、代金全額納の上で自由に売買できることとし、価格も自由価格にしております。売却の場合にいろいろ制約を加えることは、かえつて零細經營者への受けるべき収入を抑圧するという考え方方に立つておるようございます。

それから次は、林業構造改善事業に関連をして、この法案が出たならばやりたい、こういう計画でござります。それは鳥取県の三朝町でござります。ここでは六千三百ヘクタールの入り会い地のうち、二千三百ヘクタールを林業構造改善の事業として有償分割する計画をいま立てております。この考え方は、一人当たりとして部落に一ヘクタール、協業体に一ヘクタール、個人有として一ヘクタール、合計個人として三ヘクタールの権利を明らかにして分割をしようとするものであります。その地区の入り会い面積の多いところでは、この三ヘクタールが五ヘクタールになる場合もあります。特にここでは協業体の育成に重点を置いております。分割を受けたものが必要がなくなった場合、売りたい場合には、第三者への売却を禁じる措置を講じて、それは協業体等に返していく、こういうような考え方をとつておるようでございます。

以上申し上げましたように、この入り会い問題は、法案が成立した後におきましても、いろいろ問題が発生することが予想されますが、現場の市町村として、入り会い地の近代化による資源開発と住民の所得向上に対しても、強い関心を抱いております。今後いろいろ発生する問題であると

か、あるいは先ほど申し述べましたような希望点につきましては、当然國としては、この法案が成立すると同時に実施していただき、そういう前提に立っております。さらに、われわれといたまでは、法律が通りましたならば、全国でさしきくこの法律によって入り会い林野を処理しようとしております。さらに、全国的な共通問題につきましては、全國町村会なり全國の森林組合連合会等、関係団体の間で研究をしながら解決をしてまいりたい、このように考えております。入り会い権の整備は、すでに昨年から発足しております林業構造改善事業の一環として実施するという方針に従いまして、現在林業構造改善事業の実施地域の約八割は、待機をしておる状態でございます。こういう意味で、この法案の成立を期待する次第でござります。

市町村としては、部落なり協業体なり住民等の意見を十分にくんで処理することを想います。さらに、全国的な共通問題につきましては、全國町村会なり全國の森林組合連合会等、関係団体の間で研究をしながら解決をしてまいりたい、このように考えております。入り会い権の整備は、すでに昨年から発足しております林業構造改善事業の一環として実施するという方針に従いまして、現在林業構造改善事業の実施地域の約八割は、待機をしておる状態でございます。こういう意味で、この法案の成立を期待する次第でございます。

以上でございます。（拍手）

○大石（武）委員長代理 以上で戒能、大久保両参考人の陳述は終わりました。

これについて御質問があつたならば、ひとつおつしやってください。

○林委員 貴重な時間ですから、簡単に戒能先生に一つ……。

先ほど倉沢先生にお聞きしたのですけれども、どうしても私が問題としたいのは、権利関係を近代化すということで私権化していくということと、その次の問題と考えてみまして、これは目的は農林業経営の健全な発展とあるわけです。これは「業」でなくして、「経営」なんですから、これはいまの社会のもとでは、やはり利益を生み出していかなければならぬし、借りた金には利息も払わなければなりませんし、経済的な能力のない者は、やむを得ず、好むと好まざるとにかかるわらず、自分の権利を処分しなければならないということがあると思うわけです。ところが、農林業経営の健全な発展というと、町歩数にすれば、広げ

れば広いほどいいと思うのです。これは言うまでなく、何十町歩というような経営規模があればあるほど、資本も投人できるし、機械化もできるし、合理化もできるわけです。そうしますと、権利者一人当たりの平均面積が少なくとも一ヘクタール——私たちの調査で見ますと、入り会い全體が五十ヘクタール以下の入り会いが、事業体でいけば九四・八%、圧倒的に五十ヘクタール以下だ。それから、その中で占める権利者が全権利者の八二%。そうすると、入り会いの規模全体も、近代的な農林業經營の健全な発展という観点から見ますと、保有面積が圧倒的に少ないし、そういう保有面積の少ない権利者がたくさんいるという形になつてゐる。それで、一人平均しますと一ヘクタール以下だ。これが農林業經營の健全な発展ということになりますと、どうしても集約化していくし、その集約化の中で権利が個人化されなければ、やはり好むと好まざるとかかわらず、権利を放棄していく、あるいは不十分ながらも、泣く泣く対価を得てこれを処分していくという形が出てきて、結局は入り会いの権利を失っていくといふことが考えられるじゃないかというふうに考えられる。この今までいくとですね。この私権化の次にどういう措置をとるかということが一つの問題になりますけれども、しかし、それはいまの社会機構の中で考えれば、しかもこの法案の中の「農林業經營の健全な發展」ということになりますと、やはりそういうことになるのじゃないかというふうに思いますけれども、そうするところ、結局、これは長い間の農民の入り会いの権利をなくすることに積極的な役割りを果たすことになるのではないかというふうに思うわけです。その点がどうかということが一つ。

わせて六四%ですね。これは入り会いで収入のある事業体の収入の使途別を見ますと、圧倒的に地方自治体の財政的な補完をしているわけです。一部でしようけれども……。理論的には、それは本来の国の資金系統へ繰り込むべきものであって、そういう形からはずすべきとか、あるいは個人所得から税金として徴収すべきだということをいいますけれども、事実問題として、市町村の財政が、これは言うまでもなく窮屈の一方ですし、地方財政の援助が非常に不十分だということが問題になつておるときに、これを取り上げて、そして農林業経営という観点で、たとえば生産組合なり、あるいは施設組合に移すにしましても、これはやはり経営という観点が貴りますから、出たものはやはり金利になるとか、あるいは配当するとかという形で、いまの入り会いの山林収入が果たしておるませんけれども、個人移転が自由になつておるという規定がある。こうなりますと、従来部落の中で長い間生活している人たちが、自分の権利として守ってきた入り会いというものが、近代化の名のもとに、大きな商業的、資本主義的な中に入つてしまつて、部落外の人がどんどん入つてくる。その人たちとは、その部落の長い間の歴史的な経過や農民が築いてきた権利関係と別の、全く利潤追求一本で、その権利関係が運用されていく。たとえば、私、木曾なんかで知つておるのでが、木曾は入り会いの多いところですけれども、共有関係の入り会いがあるわけですが、これは一方では農民のほうは分割したい、分割して何とか利用したい、しかし、その中に木曾バスの社長さんがほんの一筆の持ち分を持っておるわけですね。この人が分割を承認しないのですから、せっかく切り出して材木になつておるのに、それ

を売つて金にしてみんなに分配することができない。ところが、もう材木屋とは契約して前金までもらつておる。その材木屋さんのはうは、金を淹しているのに、くれなければ倍にして損害を補填して貰つて、結果その人に頭を下げていって、木曾バスの社長に、あなたのつしやるとおりしますから、何とかこの木を売つて金にするようにしてくれませんかと言ふと、おまえの持分をおれによこせとか、おれの指定するように売れとかいう問題が本家人が握つておるために、部落全体のまじめな農民がどうにもできなくなつて、しかも金のかかる裁判ざたに巻き込まれて、費用やいろいろな面で負担し切れないような状態です。

もう一つは、これは農林業の健全な経営とありますけれども、そういう人たちが入ってきて、これは山梨で実例がありますけれども、ゴルフ場とか……。

○大石(武)委員長代理 林さん、また質疑はあとで続けてもらって、安孫子参考人が見えましたから……。

○林委員 ゴルフ場とか別荘地帯に売つてしまつて、もう農林業とかなんとかに全然関係ないと、ろにいつてしまふ。しかも有力者が持ち分を持つていますと、結果その人の言うとおりにならざるを得ない。そういう形がありますので、そういう点についてどうお考えになつておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○戒能参考人 林先生のおつしやるとおりだと思つております。私、率直に申しまして、五ヘクタールとか十ヘクタールの入り会い地というものは、この対象にしてはならないと思っておりまますし、植えられないとすれば、出かせぎが多くて、植えられなくなつたと思います。そういうふ

うだから、農村は全体として何とかしていく以
はないのだろうと思います。私としては、入り込
い地としてはほんとうに今後必要なのは、五百町
歩とか千町歩とか、非常に大きな入り会い地では
ないかと思います。そうして非常に大きな入り合
い地があるのは、大体東北、信州、新潟などとい
うなところじゃないかと思いますけれども、そ
う土地は本気になって開発しなければ、東北の
恵まれない山村の人たちは永久に恵まれないだ
うと思っております。千町歩の入り会い地があ
る、それに本気になって植林する、国が森林開
公団法などの規定を改めて造林の規定を置くと
か、あるいはまた山村振興法によって造林する
いう道を開きまして、新しくそこに植えていきま
すれば、五百町歩として、半分地元がもらって
も、二百五十町歩が自分たちのものになって、カ
ラマツを植えたりあるいは杉を植えたりいたしま
しても、将来の資産としては数億円になる。これ
は将来の資産ですから、すぐにはふえませんが、
数億円になれば見返り財産になりますから、そこ
で大きな牧場計画を開くことができるのではないか
だろうか。いまさら畑をつくてもどうにもなり
ませんから、草地をつくるということを本気で考
えることができるのではないだろうか。そのため
の問題であって、先ほど大久保さんのおっしゃっ
たように、入り会い地のほうでも、関西のほうは
小さ過ぎるというお話をございまして、その大き
い入り会い地につきましては、むしろこの法律が
あまり適用されたくないわけであります。大きな
入り会い地を将来どうするか、そうして造林と、
それからおそらく動物による日餓の確保という道
を考えなければ、僻地は何ともならないと思いま
すので、大きな計画をやっていく前提を考えてい
ただきたいと思います。お話をとおり、一へクタ
ールなんかになるようでございましたら、これ
は入り会い地のままにしておいて、分け地にし
たほうがよっぽどいいというようにしており
ます。

の一つの県費補助をする、こういうことで、苦不堪忍り会いの整理についてやつてみたことがござります。実際問題といたしましては、先ほど来お話をござりまするよう、ある程度の団地でございまして、利用形態が最近の事態に即応するような条例のあるところ、こういうことに相なるわけございまして、大体これで二ヵ村、一千町歩くらいのものを実施いたしました。その結果は悪くないよう報告を受けておるのでござります。

そこで、国といたしまして、今回長い間問題でございまし入り会い林野の整備の問題につきまして、特別の立法をいたして、これを促進をしようと、こういう方針をとられましたことは、地方といたしましては、非常に歓迎をいたすところでござります。もちろん、この問題につきましては、いろいろ長い間の沿革のある問題でございますので、問題が全然なきにしもあらずだと存じます。しかしながら、この法律は、基本的な権利関係を指導によって明確化することのほうが望ましい。それによつて地方の山村の振興なりあるいは農林業の振興に寄与する、こういう観点からの措置でございままするので、この辺は一律にやるわけでもございませんし、また、こうした権利の性格から申しまして、地元の完全なる同意ということも必要でござりますので、地方団体といたしましては、十分実情に即しまして、いろいろ予想されるであろうところの弊害、そういうようなものは極力除去去る、またどうしてもそういう傾向にならざるを得ないのである、こういうような地帯につきましては、見送りをするとか、やはりこの法律を適用することによりまして、地方の農山村の振興に寄与する、しかも入り会い林野であることによってそれが阻害されておる、こういう地帯について地方団体といたしましては、この法律を適用いたしましてやつていくことによって効果があるだろう、こういうふうに考えておるわけでござります。基本的にはそういう考え方でございまして、この法律の制定ということについては、私どもはぜひ歓迎をいたしたい。また、この法律を基

礎といたしまして、地方の農山村の振興に役立つ
ような指導を今後確立をしていきたい、こういうう
考え方をいたしております。

四十八号)の一部を次のよう改定する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併經營計画をたて、これを農業協同組合合併助成法の一部を改定する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から昭和四十四年三月三十日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

都道府県知事は、前項の認定をする場合に、第四条の規定(同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。)の例により、これを行なうものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改定する。

○中川委員長 農業協同組合合併助成法に基づく合併経営計画の提出期限は、昭和四十年十二月三十一日までと相なっておりますが、諸般の事情によりて合併経営計画の提出のおくれた農業協同組合で、今後、合併によってその体制を強化しようとするものがなお相当数見込まれ、さらに適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広般に育成して、農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併を促進する必要性はなお存続しているので、今後とも農業協同組合の合併を促進するため、農業協同組合合併助成法の規定の例により、昭和四十四年三月三十一日までに合併経営計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けることができるようになるとともに、その認定を受けた農業協同組合については、従前の例により法人税及び登録税の特例措置を講ずるものであります。理事会の御協議により、お手元に配付いたしております案を起草した次第であります。

詳細な内容等につきましては、案文により御承知願いたいと存じます。

本起草案について別に御発言もないようでありますので、この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣に対し、意見を述べる機会を与えます。仮谷農林政務次官。

○反呉政府委員 この法律案につきましては、

○中川委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。
この際、法律案起草の件について議事を進めます。
まず、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。
本件につきましては、先般来理事会におきまして御協議を願っていたのでありますが、その内容につきまして、便宜委員長から御説明申し上げます。

四十八号)の一部を次のよう改訂する。
附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を
加える。

2 組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二
項の規定の例により、合併経営計画をたて、こ
れを農業協同組合合併助成法の一部を改訂する
法律(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から
昭和四十四年三月三十一日までに都道府県知事
に提出して、その計画が適切であるかどうかに
つき認定を求めることができる。

3 都道府県知事は、前項の認定をする場合に
は、第四条の規定(同条第一項の規定に基づく
政令の規定を含む。)の例により、これを行な
うものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六
号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第三号中「第四条第二
項」の下に「又は附則第三項」を加える。

第八十一条の二中「第四条第二項若しくは」の
下に「附則第三項若しくは」を加える。

理由

○中川委員長 農業協同組合合併助成法に基づく合併経営計画の提出期限は、昭和四十年十二月三十一日までと相なっておりますが、諸般の事情によりて合併経営計画の提出のおくれた農業協同組合で、今後、合併によってその体制を強化しようとするものがなお相当数見込まれ、さらに適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広般に育成して、農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併を促進する必要性はなお存続しているので、今後とも農業協同組合の合併を促進するため、農業協同組合合併助成法の規定の例により、昭和四十四年三月三十日までに合併経営計画を都道府県知事に提出し、その計画が適當である旨の認定を受けることができることとするとともに、その認定を受けた農業協同組合については、従前の例により法人税及び登録税の特例措置を講ずるものであります。理事会の御協議により、お手元に配付いたしております案を起草した次第であります。

詳細な内容等につきましては、案文により御承知願いたいと存じます。

本起草案について別に御発言もないようでありますので、この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣に対し、意見を述べる機会を与えます。仮谷農林政務次官。

○仮谷政府委員 この法律案につきましては、ただいまの御趣旨によりましてもし議決いたされますといたしますならば、私ども趣旨に沿って、運當に遺憾なきを期してまいりたいという考え方を持ております。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第

○中川委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○中川委員長 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましても、先般来から理事会において御協議願っていたのであります、その内容につきまして、便宜委員長から御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「五年」を「十年」に、「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農經營改善計画を作成した市町村」を「同法第二条の第四項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」に改め、「改良、造成又は取得をする場合」の下に「当該区域外において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合であつて、当該改良、造成又は取得が当該改良、造成又は得取に係る施設の所在する都道府県の同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しており、かつ、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が当該都道府県の区域内において生産される生乳である見込みが確実であるときを含む。」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十一年五月四日印刷

昭和四十一年五月六日発行

2 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村若しくは酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農經營改善計画を作成した市町村」とする。

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行なう乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通に関する臨時措置をさらに五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長 本起草案について別に御発言もないうなりますので、直ちに採決に入ります。おはかりいたします。お手元に配付しております農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とするに決しました。

○中川委員長 なお、ただいま決定いたしました兩法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、次会は明二十一日開会することとし、木日はござれにて散会いたします。

午後三時二分散会

○中川委員長 御承知のとおり、農林漁業金融公庫が、農林漁業金融公庫法附則第二十三項の規定に基づいて行なっていた乳業者に対する融資は、昭和三十六年から五年間に限られておりました。が、これを從来と同様の条件により、さらに五年間延長実施するものとし、その融資対象施設は、集約酪農地域または酪農近代化計画を作成した市町村の区域内の乳業施設とし、この区域内であつても、当該都道府県酪農近代化計画に即しており、かつ、その施設で処理または加工されるなま乳の相当部分が、集約酪農地域または酪農近代化計画を作成した市町村の区域内において生産されるなま乳である見込みが確実であるときの乳業施設を含むものとしており、なお、市町村酪農近代化計画が樹立されるまでの間にについて、所要の経過規定を設けることとしたものであります。

て、理事会の御協議により、お手元に配付いたしております案を起草いたした次第であります。詳細な内容等につきましては、案文により御承知願いたいと存じます。